

土地所有者の皆様へ



あなたが貸している土地は
犯罪に利用されていませんか？

自動車の保管、解体等を行う通称ヤードと呼ばれる施設では、
一部で

- ・ 盗難自動車の買取、保管、隠匿
- ・ 不法滞在する外国人の潜伏場所
- ・ 無許可の中古自動車売買
- ・ 無許可の自動車解体

等の犯罪の温床になっている場合があります。

警察では、これらの悪質なヤードに対する取締りを強化しています。

土地所有者として

- ・ 契約時の確実な相手方の身分確認
- ・ 契約時に使用目的を確認し、書面に残す
- ・ あらかじめ契約書に盗難車を扱ったら契約を解除する旨を盛り込む
- ・ 又貸しを防止するための貸している土地への定期的な訪問
- ・ 関係者以外の人物や不審な車両が出入りしていないかの確認

をお願いします。

※盗難車の取扱いを知らながら、家賃収入を得た場合は
処罰の対象になります。

犯罪に利用されることがないように
皆様のご協力をお願いいたします。



お問い合わせは 茨城県警察本部又は最寄りの警察署へ